



SMTB年金ニュース

(平成26年3月26日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】 厚生年金保険法等の改正法施行に伴う 規約変更手続きについて

厚生年金保険法等の改正に伴う規約変更手続きについて、厚生労働省に以下の内容を確認いたしましたので、ご案内いたします。（期限変更のご案内）

- 平成26年4月末日までに認可申請を行うこと。
- 当該内容については、事務連絡を発出する。（発出時期は3月末頃となる見込み）

※本内容は、[平成26年1月29日付の事務連絡](#)において、「平成26年3月末日まで」と連絡されていた内容が変更されたものです。

※[平成26年度予算代議員会資料（追補版）](#)につきまして、当該内容を踏まえ、一部修正させていただいております。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。　【担当部署】三井住友信託銀行株式会社　年金信託部　　【電話番号】03-6256-3824